

**「介護職員処遇改善交付金」について
麻生介護サービス(株)の取り扱い(お知らせ)**

国は、介護が確固とした雇用の場として成長していけるよう、介護職員の処遇改善を進めることを目的として、平成21年10月から平成24年3月までの期間、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うこととしました。処遇改善についての内容とその方法は、事業者に委ねられております。

当社につきましては、以下のような事を行うことにしましたのでお知らせ致します。

記

1. 対象者

「介護職員」

2. 共通部分の改善額

①社員 一律定額 15,000円／月の増額

②非常勤社員 給与支給額×一定率／月の増額

3. 手当部分の改善額

早朝・夜間手当(18:00～8:00の間のケア 50円／件の増額)

4. その他

5. 支給方法

平成21年10月分給与日より支給

以上